

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2012年3月1日

今月のことば●素直であれ

全てにおいて学ぶ心を持つことが一番必要なことである。誰からも学び、素直にまずやってみる。成長するために必要な要素は「素直さ」である。

まだまだ寒い日が続きますが、うちの事務所は「エンターテイメント」に燃えています(笑)
エンターテイメントの第1弾は「キタデミンC」です!!
えっオロナミンCの…パクリ?と今思いましたよね!まさに、そのとおりv(^-^)^v ヽ ヽ ヽ ヽ
キタデミンCが皆さまに「元気」をお届けしま〜す!
今回は所長の北出バージョンを載せていますが、実はスタッフ全員分のバージョンがあるんですよ☆☆
しかも、『レアモノ』もあるので是非是非集めて下さいね(*^o^*)777
嬉しい事に「どうしたら、貰えるの?」というお問い合わせを度々頂いております。
訪問時にスタッフがお届けする場合もありますが、基本は、事務所にご来社されたのみです。
たとえ用事がなくても「キタデミンC貰いにきたよ」と気軽にお越し下さいませ☆☆
まちがいなくスタッフ全員大喜びですから(笑)

キタデミンC



そして今回、「キタデミンC元気の言葉」を募集しちゃうま〜す!
「元気ですか〜!(猪木)」など、「元気」がつく言葉ならなんでもOK!
応募は、こちらのアドレスまで。info@kk-group.com
締切は3/25(日)です!
見事採用された方には、オロナミンC 1箱(10本)をプレゼントします。
皆さまの元気お待ちしております(〇^)/



セミナー案内

社長・経営幹部のためのトップマネジメント養成講座

全7回

今回ご案内するトップマネジメント養成講座は、「“経営の原理原則”や“社長の考え”を経営幹部が共有する」「経営者と経営幹部のギャップを埋める」「経営者と同じ視点で経営幹部が物事を考えるようになる」ために必要なプログラムをすべて盛り込んだ渾身の内容です。受講後には「やるべき事が見えてくる」「仕事が楽しくなる」など変わった自分に出会えます。また異業種間で行う講義のため、同じ立場の方が集い、人脈づくり、情報交換も大いに期待できます。会社の成長、社長、経営幹部のレベルアップにぜひご活用ください。



- テーマ：「社長・経営幹部のためのトップマネジメント養成講座」
- とき：4/9 (月)・23 (月)、5/14 (月)・28 (月)
6/11 (月)・25 (月)、7/9 (月)
18:00~20:00 (開場 17:30)
- ところ：アオッサ6F 605研修室
(〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号)
- 参加費：全7回 70,000円 /1回 15,000円
・・・社長、経営幹部2名様セット料金です。
(1名追加ごとに20,000円アップとなります)

《講師プロフィール》 北出慎吾(きたでしんご)
特定社会保険労務士人事コンサルタント
1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。
経営スクール実践行動塾を2009年から実施し、塾生もマスコミに取り上げられるなど、実績をあげている。

- ◆定員：7社限定
 - ◆申し込み期限：3月30日(金)
 - ◆2回に1回は懇親会を開催し、交流を深めます。(懇親会費用：実費)
- セミナー内容などの詳細、お申し込みは
<http://kk-group.com/seminar> まで

3月に新入社員研修も開催いたします!
開催要項は第4面をご覧ください。

2/23(木)に行われました「いい社労士の見分け方、その活用方法」セミナーは無事終了いたしました。
ご参加いただきました皆様には改めてお礼申し上げます。

★参加
お礼★

けいえい ろうむ 相談室

行政から3月分から社会保険料率が、4月から雇用保険料率が変わるというお知らせが届きました。
具体的に何かすることがあるのでしょうか。
また、どんなことに気をつければよいですか。



健康保険料率（介護保険料率もあわせて）と雇用保険料が変わることにより、給与から天引きする健康保険料・雇用保険料が変わります。
給与計算をする際には、以下のことを確認しましょう。

健康保険料率の変更



平成24年3月分（4月納付分）から健康保険料率に変更になります。
健康保険料率…10.02%（折半5.01%）、介護保険料率…1.55%（折半0.775%）（福井）
平成24年3月分（4月納付分）からの各都道府県の健康保険・厚生年金保険の保険料額表は下記URLをご参照ください。（厚生年金保険料率は今まで通り16.412%（折半8.206%）です。）
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8.0.120.713.html>



新人さわだ

20日締めで翌月10日払いの会社だと、何月から社会保険料が変更になるんですか？

その場合、今月の社会保険料は翌月に支払われる給与から引かれるから、4月10日に支給する給与から変更になるね。

そうなんだ。それじゃ、20締めの当月末日払いの会社は何月からなんだろう？

その場合は、2パターンあって…

- ◆ 当月の社会保険料を翌月支払する給与から引いている場合
…4月の給与から変更
- ◆ 当月の社会保険料を今月支払する給与から引いている場合
…3月の給与から変更

になるんだよ。給与の締めと支払日が同じ場合は、当月の社会保険料が何月の給与から引かれているのか、確認が必要なんだよ。



先輩さとう

1分間ろうむスタディ



給与の締め日と支払日が同じ会社の社会保険料控除月の確認方法 → 従業員の方が入社した時の給与をご覧ください。

- ・入社月に支払う給与から社会保険料を引いている場合＝当月の社会保険料を当月の給与から引いている→3月支給分から変更
- ・入社月に支払う給与から社会保険料を引いていない場合＝当月の社会保険料を翌月の給与から引いている→4月支給分から変更

今後も社会保険の料率は変わるので、この機会に**当月の社会保険料を今月から引いているのか、翌月から引いているのか確認**することをお勧めします。

尚、上記の方法で確認できない場合や、従業員さんによって徴収月にバラつきがある場合は、一度統一したルールを決めるとよいでしょう。



雇用保険料率の変更

平成24年4月から雇用保険料率に変更になりました。
右の表のとおりになります。
4月の給与支給分から該当します。

（注意！）賃金締め日が3月で支払日が4月の場合は、以前の雇用保険料率で計算します。

負担者 事業の種類	労働者 負担	事業主 負担	雇用保険 料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000


社労士さとうのワンポイントアドバイス

社会保険料は、当月の社会保険料を翌月支払う給与から控除するのが一般的です。入社してすぐの方から社会保険料を引くと、実際にもらう給与が少なくなってしまうことがあります。それでは、社員の方が困ってしまいますね。
また、毎月の社会保険料は翌月末に口座から引き落とされます。預かり金を同じ月で処理できるので、経理上でも簡単になりますよ。





3、4月は採用が多い時期です。今回は、採用に関する助成金をまとめてみました。

助成金名	内容	求人の際の注意事項								
<p>3年以内既卒者 トライアル雇用 奨励金</p> <p>平成24年 6月末まで 延長</p>	<p>卒業後も就職活動中の新規学卒者（中学・高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3ヶ月)で雇用し、その後、正規雇用へ移行させた事業主に奨励金が支給。 ※1年以上継続した正規雇用の経験がない方が対象。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有期雇用(3ヶ月)</th> <th>正規雇用から3ヶ月後</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円/月 (最大30万円)</td> <td>50万円</td> <td>最大 80万円</td> </tr> </tbody> </table>	有期雇用(3ヶ月)	正規雇用から3ヶ月後	合計	10万円/月 (最大30万円)	50万円	最大 80万円	<p>☆求人の際に 申し出が必要</p> <p>☆1事業所につき 何度でも申請可</p>		
有期雇用(3ヶ月)	正規雇用から3ヶ月後	合計								
10万円/月 (最大30万円)	50万円	最大 80万円								
<p>3年以内既卒者 (新卒扱い) 採用拡大奨励金</p> <p>平成24年 6月末まで 延長</p>	<p>卒業後も就職活動中の新規学卒者（大学等 ※1 を卒業後3年以内の方）を正規雇用した事業主に支給。 ※新卒者と同じ扱いでの採用が条件。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正規雇用から6ヶ月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	正規雇用から6ヶ月後	100万円	<p>☆1事業所に つき1回のみ 申請可</p> <p>☆新卒者用の 求人票が必要</p>						
正規雇用から6ヶ月後										
100万円										
<p>既卒者育成支援 奨励金</p> 	<p>卒業後も就職活動中の新規学卒者（中学・高校・大学等を卒業後3年以内の方）を6か月間有期雇用し、その間に座学等（OFF-JT）の研修を行い、その後正規雇用へ移行させた事業主に支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有期雇用(6ヶ月) ※OFF-JT期間 (3ヶ月)を含む</th> <th>正規雇用から 3ヶ月後</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円/月 (最大60万円)</td> <td>50万円</td> <td>最大 110万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※OFF-JTに要した経費、一人当たり5万円上限/月（最大15万円）も支給されます。</p>	有期雇用(6ヶ月) ※OFF-JT期間 (3ヶ月)を含む	正規雇用から 3ヶ月後	合計	10万円/月 (最大60万円)	50万円	最大 110万円	<p>☆「育成計画書」 「既卒者育成 雇用求人」 を事前に提出</p> <p>☆成長分野等の 業種のみが 支給対象</p>		
有期雇用(6ヶ月) ※OFF-JT期間 (3ヶ月)を含む	正規雇用から 3ヶ月後	合計								
10万円/月 (最大60万円)	50万円	最大 110万円								
<p>被災者雇用開発 助成金</p>	<p>東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>雇い入れから 6ヶ月後</th> <th>雇い入れから 12ヶ月後</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>45万円 (30万円)</td> <td>45万円 (30万円)</td> <td>90万円 (60万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は短時間労働者 ※2</p>		雇い入れから 6ヶ月後	雇い入れから 12ヶ月後	合計	中小企業	45万円 (30万円)	45万円 (30万円)	90万円 (60万円)	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p>POINT !</p> <p>いずれも ハローワーク からの紹介が 必須です。 まずは求人票 を出しましょ う。</p> </div>
	雇い入れから 6ヶ月後	雇い入れから 12ヶ月後	合計							
中小企業	45万円 (30万円)	45万円 (30万円)	90万円 (60万円)							

※1…大学等とは大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。
※2…短時間労働者とは1週間の所定労働時間が30時間未満などの要件を満たす方です。

上記記載内容以外にも細かい要件があります。また、その他様々な助成金があります。

採用をお考えの際にはまず **☎0776 (58) 2470** までお電話下さい。

弊所が責任をもって最適な助成金をアドバイスいたします。

尚、求人票の書き方のアドバイスも行っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

北出経営労務事務所 担当：北出



まめ知識



3月のおしらせ

3月3日は桃の節句・ひな祭り。ひな祭り＝桃の節句の起源は、平安時代までさかのぼります。平安時代には、出産の際の死亡率が高かったので、命を持っていかれないよう、枕元に身代わりの人形を置く風習がありました。人形（ひとがた）とは、身代わりという意味。この風習は、自分の災厄を引き受けてくれた人形を流す「流し雛」へと発展し、今も残っています。

社会保険料率がかわります

労災保険・雇用保険・健康保険・介護保険の各料率が変わります。

給与計算に関するものもありますので、注意が必要です。

詳しい料率等は下記URLよりご確認ください。

◆労災保険（4月分より）

http://www.remus.dti.ne.jp/~laputa/rouesai/rouesai_hokenrituhyou.html

本年度の年度更新の際に変更します（概算分）。

◆雇用保険（4月分より）<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/hokenryoritsu.pdf>

4月支給の給与分より変更してください。

◆健康、介護保険（3月分より）<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8.0.120.713.html>

・当月徴収の事業所→3月分給与より変更してください。

・翌月徴収の事業所→4月支給分給与より変更してください。

2012年新入社員研修

◆開催要綱◆

日時：2012年3月29日（木）・30日（金）9：30～17：00

会場：福井県自治会館 202・203研修室

（福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横）

講師：北出経営労務事務所 代表 北出慎吾

費用：お一人様21,000円（税込。テキスト代含む）

対象：新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方

定員：30名

申し込み期限
3/22(木)

詳細、お申し込みは

<http://kkr-group.com/seminar>



所長 北出慎吾



北出多美枝



佐藤早智代



澤田幸絵

「雪男」ってご存知ですか？最近、巷に雪男が出現するらしいです。なぜか私北出が出張の時やイベント関係があると大雪になるという「都市伝説」みたいな話。そうです。なんと「雪男」は私なのです……。弊所澤田が命名したんですが、勝手に盛り上がっています。うちの事務所だけだったらよいのですが、お客様にも情報が飛び交って、あらゆるところで指さされます(笑)まあ、いいんです。何か持っているということはそれだけ価値がありますよね……。まだまだ寒い日が続きますが、風邪を引かないように気をつけてくださいね。

この冬はダイエットにはまっているインドア派の北出です。はまっていると言っても、毎日風呂上りにレッゴマジックを1分+寝るだけ骨盤ダイエットを5分しているだけなのですが、1か月ほど継続しています。これでも飽き性の私にしてはがんばっている方なんです(^_^)しかも、最近、見た目とサイズに効果を実感！ヤッター☆*(≥▽≤)*☆と思っていたら、息子に「ぶよぶよ」と言われ、「これでも鍛えてるんだから！」と言ったら「え？これ？」と何度もバカにされ、あえなく撃沈(´_`)(ト`ヾ)ナ(T^T)

今年、雪が降るのが遅かったですね。実は…今年、ゲレンデデビュー!!（遅っ!）天気が良く雪山からの眺めは最高(^O^）そして、スノーボード初挑戦!!パウダースノーの中、転げ回って雪まみれ。一緒に行った人たちに「なかなかのエンターテイナーっぷりだったよ。」と言われました(笑)ということで、今年の仕事所の目標を雪山で達成してきましたよ！所長！（えっ！何か違う？（笑）

最近、本能的に日陰をさけて道を歩いている事に気付いた澤田です(笑)日向はいいですよ(^_^)私は、カラーコーディネーターの試験を受けるために1月下旬から毎日30分ずつ勉強しています☆と言っても出来ない日もありますが……。笑)色ってファッションだけの様な気がしますが、実はいろんなところに関係してくるんだな～って勉強して改めて実感しました！6月が試験なので、それまでコツコツ頑張りたいと思います！